4. 戻ってくるお金、その他の手続き

1）妊娠初期（4～15 週）

①妊娠届

妊娠届出書を提出すると母子健康手帳、副読本、妊婦健診券、乳児健診予診票、出生通知書（連絡票）、両親学級、出産後の産後ケアの案内など、ママと赤ちゃんの健康管理や子育て支援にかかわる情報などを提供してもらえます。

②傷病手当金

病気やけがで会社をお休みした場合に、健康保険から支給されるお金です。条件を満たせば退職後も支給されることがあります。

2）妊娠中期（16～27 週）

①出産育児一時金

健康保険から、子ども 1 人につき原則として 42 万円支給されます。「直接支払制度」を利用する場合、分娩予約の時に病院で手続きし、出産前に医療機関との間で支給申請と受取りに関する契約を結びます。「受取代理制度」を利用する場合は、「出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）」を病産院で記入してもらい、出産予定日まで 2 ヶ月以内となったら勤務先か勤務先の健康保険組合または協会けんぽへ提出します。産後に支給を申請する場合は、子どもが生まれた日以降に病産院で申請書に証明をもらい、勤務先または勤務先の健康保険組合または協会けんぽへ。

②出産費貸付制度

出産育児一時金が支給されるまでに出産費用を払う場合、健康保険から「出産育児一時金」の 8 割程度が無利息で借りられます。

3）妊娠後期（28～39 週以上）

①産前・産後休業（産休）

産前 42 日（ふたご以上のときは 98 日）、産後 56 日の休みをもらえます。

②育児休業（育休）

育児のための休みがもらえます。期間は勤務先の会社の制度によりますが、おおむね子どもが 1 歳になるころまでです。認可保育所等に入れない時など延長も可能です。

③産休中の社会保険料免除制度

産休期間中の健康保険・厚生年金保険料は申し出ることにより免除されます。平成 26 年 4 月から施行されました。

④医療費控除（確定申告）

家族全員で前年 1 年間に支払った医療費実費の合計が原則 10 万円を超えると、払った税金が戻ってくる場合があります。

4）出産後

①出生届

赤ちゃんをパパやママの戸籍に入れ、住所地に住民登録する手続きです。

②出生通知書

母子健康手帳に添付されています。赤ちゃんが生まれたら、すみやかに（28 日以内）提出してください。予防接種予診票が送付されたり、保健師さん、助産師さんによる家庭訪問の連絡がきたりします。

③子どもの健康保険加入

子どもが健康保険に加入すると、健康保険被保険者証の交付を受けられます。

④乳幼児医療費助成制度

病気やケガをしがちな乳幼児の医療費の自己負担を、全部または一部助成してくれる制度です。自治体によって助成金額、対象年齢、助成範囲、所得制限などが異なります。

⑤出産手当金

産休中に会社から給料が支払われないママのために、健康保険から支給されます。

⑥育児休業給付金

育休中に会社から給料が支払われない人のために、雇用保険から支給されるお金です。

⑦育児休業中の社会保険料免除

育休期間中の健康保険・厚生年金保険の保険料が免除されます。

⑧児童手当

原則として国内に居住している、子どもを育てる家庭を経済的に支援するための制度です。

⑨養育期間標準報酬月額特例制度

子どもが 3 歳までの間、時短勤務などで平均給与が下がったときに、子どもが生まれる前の高い平均給与を基準にして、年金額を計算してもらえる制度です。職場への申し出が必要です。

⑩保育所入所申請

待機児童が多く、保育所への入所が困難な場合もあります。妊娠中から申し込み可能な市区町村もあるので、早目に調べましょう。なお、育児休業を延長するには、認可保育所等への入所申請が必要です。